

## 《地方税法附則第61条（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の特例）》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者等の所有する事業用家屋及び償却資産について、令和3年度課税分に限り、事業収入の減少率に応じて、固定資産税の課税標準額の特例措置を受けることができます。

**対象者** 令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が、前年同期間の事業収入の合計に比べて、30%以上減少している中小事業者等

「中小企業者・小規模事業者（中小事業者等）」とは

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人又は個人は、従業員1,000人以下の場合

### 事業収入の減少割合及び軽減率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計の対前年同期比減少率	軽減率
30%以上50%未満減少の場合	2分の1
50%以上減少の場合	全額

### 対象資産

- ・事業用家屋  
所有する事業用家屋  
※事業の用に供している部分のみで、居住の用に供している部分は適用対象外
- ・償却資産

### 申告に必要な添付書類

- ・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例の申告書（認定経営革新等支援機関等の確認を受けた原本）※
- ・認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式（コピー可）



※様式については <http://www.city.koka.lg.jp/15168.htm> をご覧ください。

### 注意事項

- ・特例措置の対象となることについて、あらかじめ「認定経営革新等支援機関等」の確認を受ける必要があります。
- ・申告期限を過ぎてしまった場合、特例措置を受けることができなくなりますので、必ず期間内に申告をお願いします。
- ・適用要件の詳細や確認依頼に必要な書類、申告手続きについては、中小企業庁のホームページの下記案内ページをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

